

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20210525	一二三タクシー有限会社(法人番号5240002001397) 代表者富田政之	広島県広島市中区光南3-1-9	光南営業所	広島県広島市中区光南3丁目1-9	輸送施設の使用停止(50日車)及び文書警告	道路運送法第27条第3項	令和2年2月26日及び同年6月30日、情報提供を端緒として監査を実施。7件の違反が認められた。(1)疾病・疲労等のおそれのある乗務禁止違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(2)乗務距離の最高限度違反(運輸規則第22条第1項)、(3)点呼の実施義務違反(運輸規則第24条第1項及び第2項)、(4)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(5)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(6)乗務員台帳の記載事項義務違反(運輸規則第37条第1項)、(7)運行管理者の講習(一般講習)受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)	5	5